

陸上自衛隊信太山駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	大阪府和泉市	伯太町官有地
対象防衛関係施設 の区域	大阪府和泉市	黒鳥町及び伯太町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	大阪府泉大津市	北豊中町三丁目並びに東豊中町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	大阪府和泉市	芦部町（次の図面に示す部分に限る。）、池上町（次の図面に示す部分に限る。）、池上町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、一条院町、王子町（次の図面に示す部分に限る。）、王子町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、小野町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鳥町、黒鳥町一丁目から四丁目まで、桑原町（次の図面に示す部分に限る。）、幸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、阪本町（次の図面に示す部分に限る。）、山荘町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、太町（次の図面に示す部分に限る。）、鶴山台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伯太町、伯太町一丁目から六丁目まで、東阪本町（次の図面に示す部分に限る。）、府中町（次の図面に示す部分に限る。）並びに府中町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及</p>		

び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

